

はじまってます!

今こそ導入、電子処方箋

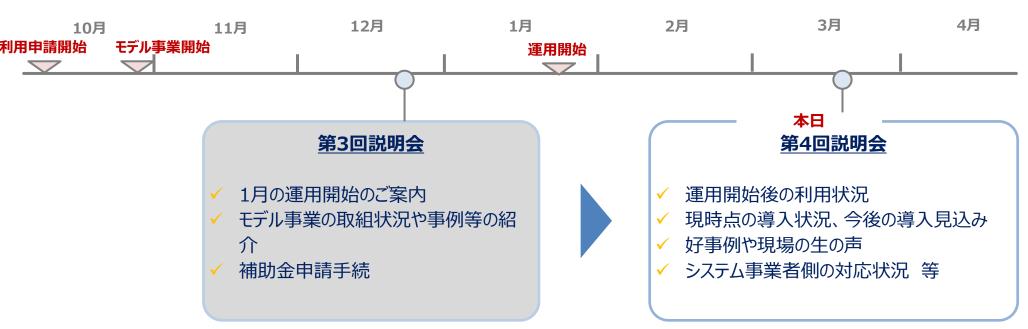
【医療機関・薬局の皆さまへ】

令和5年3月17日 厚生労働省 医薬・生活衛生局

電子処方箋が令和5年1月26日 (木) から 始まりました

本日は説明会にご参加いただきありがとうございます

- 本日の説明会では、電子処方箋の運用開始後の利用状況や運用を開始している施設で感じている メリット等を紹介します。
- 周囲の医療機関・薬局の導入状況が知りたい方向けに、今後導入が進みそうな地域等についても お伝えします。



【第3回医療機関等向けオンライン説明会】

「開始目前!これならできる、電子処方箋」

日程:令和4年12月23日(月)

時間:19時~20時(ご説明+質疑応答)

URL:

 $\underline{https://www.youtube.com/watch?v=Q}$

9Z92E rCEA



01

運用が開始された後も電子処方箋は 安心してご利用いただけています!

電子処方箋対応施設が全国的に拡大しています(1/2)

- 電子処方箋の開始後、電子処方箋に対応する施設が全国的に拡大しています。
- 特に薬局では、運用開始時点から電子処方箋対応施設数が8倍に増加しています。

全国46都道府県で**1,271**施設

(令和5年3月17日公表分)



1. 運用が開始された後も電子処方箋は安心してご利用いただけています!

電子処方箋対応施設が全国的に拡大しています(2/2)

○ 運用開始以降、医療機関と薬局の連携が可能な形での普及も進んでいます。

同一市区町村内に電子処方箋に対応する医療機関と薬局が1カ所以上あり:22都道府県

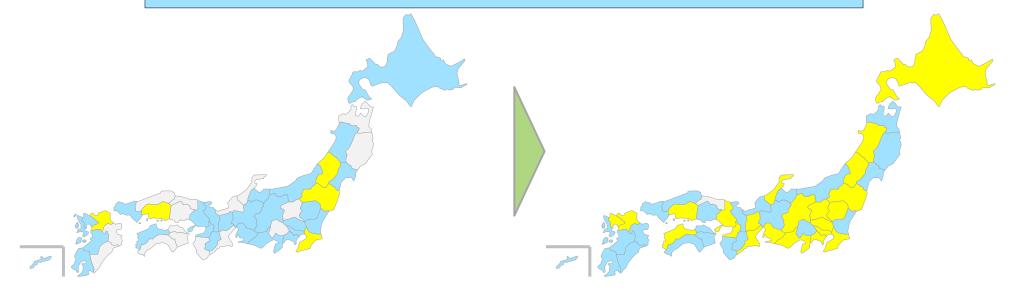
同一市区町村内に医療機関あるいは薬局のいずれかがあり:24府県

対応施設なし:1県(鳥取県)

○ 今後、地域で患者の電子処方箋の発行・受付を可能とするため、同一市区町村内に電子処方箋に対応する医療機関と薬局の両方がある地域を拡大していきますのでご協力をお願いします。

同一市区町村内に少なくとも1カ所以上、医療機関と薬局の電子処方箋対応施設が立地している都道府県(ペアあり)

医療機関あるいは薬局のいずれかの電子処方箋対応施設が立地している都道府県 (ペアなし)



(令和5年1月27日公表分)

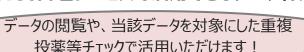
(令和5年3月17日公表分)

医師・薬剤師の皆さまに活用いただける患者の処方・調剤情報が蓄積されています!

- 先行して導入する医療機関・薬局から患者の処方・調剤情報が電子処方箋管理サービスに蓄積され ており、これから電子処方箋を導入する皆さまにもご活用いただけます。
- 実際には、蓄積された処方・調剤情報を対象に実施する重複投薬等チェックが多く実施されており、 当チェック結果が診療・処方や調剤・服薬指導の場でご活用されています。

全国で活用できる患者の処方・調剤情報が蓄積されており、 今後電子処方箋を導入する皆さまもご活用いただけます!

電子処方箋管理サービスで活用できるデータ件数



処方箋情報登録件数 146,756件

薬

局

調剤結果情報登録件数 349,198件

重複投薬等チェックで検知した件数



重複投薬 11,929件 併用禁忌 15件

実施総件数 266,097件

重複投薬 16,294件 併用禁忌 18件

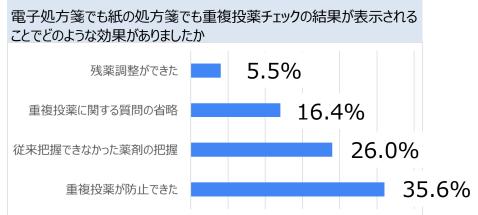
実施総件数 939,862件

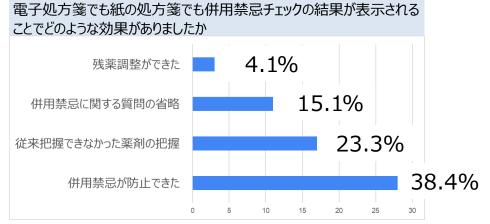
実際の医療現場においても重複投薬等チェックの効果を感じていただけています!

○ 先行して導入する医療機関・薬局の医師・薬剤師も、重複投薬等チェックの結果が表示されることで 重複投薬・併用禁忌の防止、従来把握できなかった薬剤の把握等の観点で効果を感じていただけてい ます。

重複投薬等チェックに関する効果 <医師>



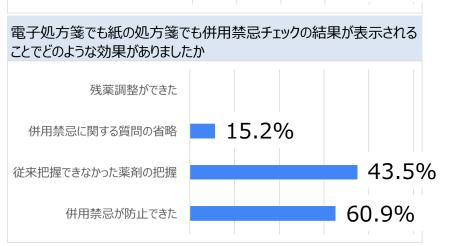




重複投薬等チェックに関する効果〈薬剤師〉







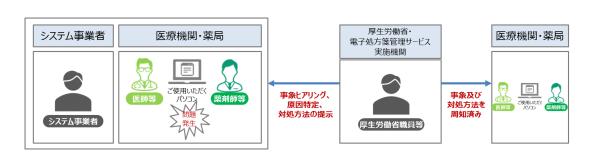
※電子処方箋の導入が進む任意の地域で医師・薬剤師を対象に実施したアンケートを元に作成。

電子処方箋管理サービスは安心してご利用いただけます

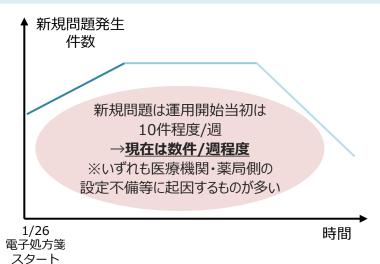
- 令和5年1月26日の運用開始以降、先行して導入する医療機関・薬局において、業務やシステムが 停止したという事例は発生していません。
- 一部の医療機関・薬局では、システムの不備等により正しくデータを登録・閲覧できないという事象が発生することもありますが、厚生労働省・電子処方箋管理サービス実施機関において、対象施設やシステム事業者とともに原因の切り分け及び分析を行い、問題解決ができています。
- 新規の問題発生件数も低く抑えることができています。

電子処方箋の運用開始以降、業務やシステムが停止したという事例は発生していません

医療機関・薬局で発生した問題への対処方法を全体に周知済みであり、 以降、同じ問題は発生していません 導入施設は着実に増えていますが、 新規の問題事象の発生件数は低く抑えられています



よくある問題ととその対応策を後続ページでご紹介します



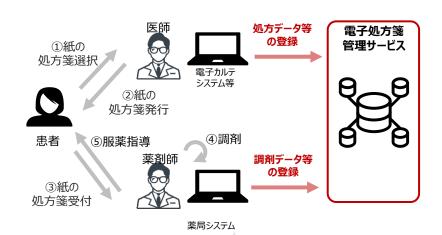
1.運用が開始された後も電子処方箋は安心してご利用いただけています!

事例① 紙の処方箋の発行・受付を行う時も処方箋や調剤内容のデータを登録することを 知りませんでした

対応

- 紙の処方箋であっても、処方内容と調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録することで、当該情報の閲覧や重複投薬等チェックで、医療機関・薬局間での情報共有に活用できますので、必ず全てのデータを登録してください。
- また、登録されたデータは、患者自身がマイナポータル等でリアルタイムに情報閲覧できるようになります。

電子処方箋のみならず、紙の処方箋の場合も電子処方箋管理サービスにデータを蓄積してください!



早期に導入した施設からは紙の処方箋で 運用を開始するメリットも寄せられています!

当薬局の患者さんは高齢者が多く、いろいろな病院に行っている方が多いので、紙の処方箋であっても情報が共有されていくのは便利です。

早期に導入した薬局の薬剤師

例えば、周囲に電子処方箋対応の医療機関がないが、対応する薬局が多い状況においても、それらの薬局が紙の処方箋の調剤情報を登録することで、医療機関・薬局が当該情報を活用できるようになります!

- 1. 運用が開始された後も電子処方箋は安心してご利用いただけています!
- 事例② 健康保険証で受付を行う患者も電子処方箋を発行できることを知らず、 紙の処方箋だけ発行していました

対応

- 健康保険証による受付の場合でも、患者が電子処方箋を選択できます。また、医師・歯科医師・薬剤師が重複投薬等チェックの結果を確認できます。
- マイナンバーカードによる受付(かつ、過去のお薬の情報提供への患者同意あり)の場合は、医師・歯科医師・薬剤師が患者の過去のお薬の情報を閲覧できます。また、重複投薬等チェックにおいては、過去のどのお薬と重複投薬、あるいは併用禁忌にあたるのかまで確認できますので、診察・服薬指導の際、患者に対し、マイナンバーカードのご利用を呼び掛けてみてください。

健康保険証による受付時も電子処方箋を選択可能であり、重複投薬等チェックも可能です。 ただし、マイナンバーカードによる受付の方が、患者の過去のお薬の情報まで確認できるため、 より良い医療の提供に繋がります。

健康保険証利用でできること

- ✓ 患者が電子処方箋を選択すること
- ✓ 医師・歯科医師・薬剤師が重複投薬等チェックの結果を確認すること

マイナンバーカード利用(同意あり)でできること

- ✓ 医師・歯科医師・薬剤師が過去のお薬情報を参照すること
- ✓ 医師・歯科医師・薬剤師が重複投薬等チェックに該当したお薬を確認 すること

よくあるご質問・ご意見に対する解説・対応例

○ 運用開始にあたりよくあるご質問・ご意見に対する解説・対応例について、電子処方箋ポータルサイトで 公開しています。新たに運用を開始される施設や運用後にお困りの施設の皆さまに対して、週次でメールでご案内予定です。

運用開始直前/運用開始済みの施設からのよくあるご質問・ご意見

・患者が紙の処方箋を希望しており、電子処方箋を希望する患者がこれまでいないので、電子処方箋システムへの処方箋データ・調剤 結果登録は特段やっていない。

(1)

(2)

(3)

(4)

・周辺に電子処方箋を扱う医療機関・薬局がいない場合には、電子 処方箋システムへの処方箋データ・調剤結果登録は不要である。

・施設内の運用が定まっておらず、全患者を対象とした運用に踏み切れない。

解説:対応例

- ・患者が電子処方箋を希望していなくとも、あるいは、周辺に対応施設がなくとも、医療機関・薬局間でのリアルタイムでの情報共有や、今後の重複投薬等チェックに活用されますので、全ての処方箋データ・調剤結果をご登録ください。患者が遠方の医療機関・薬局に訪れた場合の医療連携にも繋がります。
- ・データ登録をすることで、患者がマイナポータルでリアルタイムに情報閲覧できるようになります。登録されていない分は、閲覧できません。
- ・現在、4万超の施設が利用申請済であり、今後、全国で対応施設を面的に拡大するため集中的に取り組んでおりますので、ご協力をよろしくお願いします。
- ・施設内の運用を検討中の場合は、医療機関等ポータルサイトにおいて運用に関するマニュアルや、病院における受付の動線事例等の情報提供を行っていますので、参考にしてください。
- ・診療科を限定して、電子処方箋を開始した事例もあります。そのような場合でも運用開始施設と公表いたしますので、ご検討ください。

電子処方箋ポータルサイト: https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=62f9528edb19211090515d93f396192e&spa=1

- ・運用開始後、本番環境で試行的に数件の処方箋情報(又は調 剤結果)等の登録を実施したが、適切にシステム上登録できてい るのか等を更に確認したいので、その後の運用を中断している。
- ・テストデータによる電子処方箋の登録や受付・調剤結果登録のテストが可能です。なお、テストは本番環境ではなく、接続検証環境を使ってください。
- 詳しくは、システムベンダへお問い合わせください。

よくあるご質問・ご意見に対する解説・対応例

運用開始直前/運用開始済みの施設からのよくあるご質問・ご意見

・運用開始直前又は運用開始後に医療機関・薬局システムの問題・改善すべき点が発見されてシステム改修が必要になったため、運用を中断している。

・HPKIカードが不足しており、医療機関・薬局全体での運用に入れない。

 ベンダ開発したシステム操作に煩雑あるいは使いにくい点があるので、 運用開始に踏み切れない。

解説·対応例

・システム改修待ちの場合にはベンダにスケジュールの終了時期の目途をご 確認いただくなどして、早期に開始できるよう目指してください。

- ・HPKIの交付が遅れている場合には、ファストトラック窓口へお問い合わせく ださい。運用開始が遅れないよう、早期の発行を目指します。
- ・現在多くの申請をいただいているため一人一枚行き渡るまで時間がかかる 可能性もありますが、その場合でも円滑に運用できている施設がありますの で、そのような事例も参考にしてください。
- ・その上で、HPKIがそろわないために運用開始が困難と判断される場合には、 紙の処方箋のみを発行し、処方箋データ・調剤結果の登録から運用開始 することも可能です。

(その場合には、電子処方箋の発行/電子処方箋に基づく調剤ができるようになった時点で運用開始を入力してください。その後、対応施設として公表されます。)

・他の医療機関・薬局システムに比べて明らかに操作が煩雑な点や機能不足を感じられる場合は、システムベンダへの要望をご検討ください。

このほか、運用開始にあたってお困りの点がございましたら、問い合わせフォームや電話(コールセンター)を用意していますのでお気軽にご活用ください。 FAQやチャットボット(24時間365日対応)もございます。

電話

(6)

- **営業時間:** 平日8:00~18:00 土曜日8:00~16:00 (いずれも祝日を除く)
- 電話番号: 0800-080-4583 (通話無料)

問い合わせフォーム



アクセスはこちら

FAOページ



アクセスはこちら

チャットボット



アクセスは<u>こちら</u>

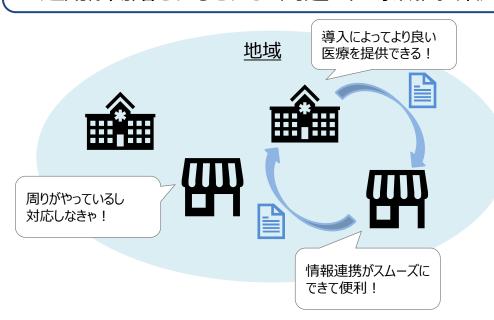
厚生労働省・電子処方箋管理サービス実施機関は、委託事業者とともに各施設への支援を行っています。厚生労働省や支払 基金の他、支援事業者(令和4年度:アクセンチュア株式会社)から連絡がくる可能性がありますのでご承知おきください。 02

皆さまの周辺でも

電子処方箋の導入がさらに加速します!

特に電子処方箋の導入が進む地域では、電子処方箋のメリットを強く感じていただいています!

- 電子処方箋は、患者周辺の地域単位で導入が進むことで、患者の過去の処方・調剤情報を電子処 方箋管理サービスに蓄積しやすくなり、医師・歯科医師・薬剤師が当該情報を閲覧したり、重複投薬 等の有無をチェックすることで、より良い医療の提供につながります。
- また、モデル事業地域では、運用開始当初から導入施設数が2倍以上に増加しており、電子処方箋の 運用が開始されると、その周辺の医療機関・薬局の導入が加速することも想定されます。



地域単位で導入することで、患者の処方・調剤情報が 電子処方箋管理サービスに蓄積され、重複投薬等チェック や処方・調剤情報の閲覧で活用できます。

また、周囲の医療機関・薬局でも導入が進むことが期待で きます。

既に導入が進むモデル事業地域では 地域内の導入が進むことによるメリットを 感じていただけています

モデル事業地域での導入状況※ 全国4地域で71施設(+40施設)

周囲の施設で登録された処方・調剤情報が充実して おり、重複処方や禁忌薬の確認にメリットを感じている。 また、薬局へのコメントも記入できるのでコミュニケーショ ンの円滑化にも繋がると思う。





モデル事業地域 の薬剤師

電子処方箋をきつかけに、さまざまな先生のご意見を伺う機会 が増えた。

薬剤師が処方箋の情報に対してコメントを記載することで、病院 の先生に見てもらえれば、非常にコミュニケーションがとりやすくな **る**と思う。

※()内は2023年1月29日~2023年3月5日の期間の増加分4

電子処方箋の導入が進む地域が全国的に増える予定です!

- 電子処方箋の利用申請済施設は全国的に増加してきています。
- 利用申請済施設の多い地域に対しては、厚生労働省としても地域の医療関係団体や中核病院等に 個別に協力を呼び掛けながら、導入推進を図っていく予定です。

電子処方箋の利用申請の総数が上位40の市区町村(3/5時点)

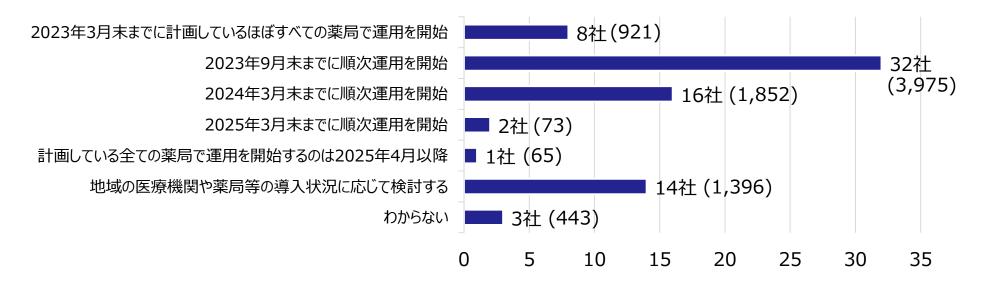
#	都道府県市区町村名	病院	医科	歯科	薬局	総計
		71 317 0	診療所	診療所	71(7)	
1	東京都世田谷区	2	177	97	97	373
2	東京都大田区	3	116	76	104	299
3	東京都港区	1	146	89	57	293
4	東京都練馬区	6	110	65	94	275
5	東京都杉並区	6	126	55	70	257
6	東京都新宿区	1	120	72	57	250
7	神奈川県藤沢市	2	115	56	67	240
8	兵庫県西宮市	6	120	38	66	230
9	東京都板橋区	10	84	52	73	219
10	東京都品川区	1	100	62	55	218
11	東京都足立区	14	69	49	82	214
12	兵庫県尼崎市	2	96	25	79	202
13	東京都中央区	0	97	73	26	196
14	千葉県船橋市	1	75	46	72	194
15	鹿児島県鹿児島市	15	91	34	53	193
16	長崎県長崎市	7	83	44	58	192
17	東京都葛飾区	5	85	38	64	192
18	東京都江東区	6	79	55	51	191
19	岐阜県岐阜市	2	71	29	89	191
20	埼玉県川口市	4	60	40	85	189

#	都道府県市区町村名	病院	医科 診療所	歯科 診療所	薬局	総計
21	東京都江戸川区	2	89	47	51	189
22	北海道札幌市中央区	3	67	55	62	187
23	東京都渋谷区	3	88	61	34	186
24	大阪府東大阪市		69	53	59	184
25	東京都八王子市	2	79	44	55	180
26	東京都千代田区	1	68	63	42	174
27	香川県高松市	5	72	22	73	172
28	大阪府豊中市	5	82	35	49	171
29	東京都豊島区	4	74	46	45	169
30	和歌山県和歌山市	2	48	57	59	166
31	大阪府吹田市	0	70	45	51	166
32	奈良県奈良市	2	80	23	59	164
33	千葉県松戸市	5	67	39	51	162
34	大阪府高槻市	3	79	32	45	159
35	群馬県高崎市	2	70	21	65	158
36	群馬県前橋市	4	71	28	54	157
37	千葉県市川市	1	67	39	50	157
38	神奈川県横須賀市	1	44	44	64	153
39	東京都目黒区	1	78	38	36	153
40	栃木県宇都宮市	3	56	26	64	149

特に大手薬局でいち早く導入が進む予定です

○ 薬局団体の皆さまにご協力を頂き、大手薬局76社のうち、40社(4,896施設)が半年以内に電子 処方箋の導入が完了すると伺っています(※)。皆さまの周辺の大手薬局店舗で導入が一気に進み ますので、乗り遅れないようにご対応をお願いします。

電子処方箋の導入計画



公的病院団体JCHOは令和5年度中に所管する全病院から運用を開始予定です

- 厚生労働省として、公的病院への導入の働きかけも強化しており、電子処方箋の今後の導入計画を 策定いただいているところです。病院周辺の医療機関・薬局の皆さまもご対応をお願いします。
- 地域医療機能推進機構(JCHO)からは、電子処方箋の今後の導入計画や期待等について コメントを頂いています。

地域医療機能推進機構(JCHO)からのコメント

- ✓ 全国に多くの医療拠点を持つJCHOとしても、医療DXの一翼を担うため、 電子処方箋の導入には進んで取り組みたいと考えている。
- ✓ 処方・調剤情報を地域で電子的に共有することで、患者さんに包括的な 医療サービスを提供することが可能になる。
- ✓ また、過去の処方・調剤情報が施設を跨いで確認できるので、より正確な情報のもと適切な治療を行えると期待している。
- ✓ 当機構が所管する57病院のうち、ベンダーが対応可能な施設から運用 を開始し、令和5年度中には全施設での運用を予定している。

2. 皆さまの周辺でも電子処方箋の導入がさらに加速します!
「電子処方箋を導入したい。でも、周りに導入する施設が少ないから不安」という皆さまは、
ぜひ厚生労働省までご連絡ください!

○「電子処方箋の導入準備を進めているが、応需してくれる薬局がいない」など、電子処方箋を導入したいが、周囲の導入状況を踏まえて導入をためらう医療機関・薬局の皆さまは、厚生労働省までご連絡ください。周囲の医療機関・薬局への働き掛けなどを行っていきます。

電子処方箋に関する厚労省相談窓口



厚生労働省 電子処方箋サービス推進室: denshosuishin@mhlw.go.jp

<メール文例>

件名:【電子処方箋】近隣の医療機関・薬局に向けた働き掛けについて

|宛名:厚生労働省 電子処方箋サービス推進室 ご担当

本文: 当院(当薬局)では、電子処方箋の導入に向けて準備を進めています。

近隣の薬局(医療機関)での導入が進んでおらず、厚生労働省より働き掛けいただくことを希望します。

- ①運用開始予定日:
- ②医療機関コード(10桁):
- ③医療機関・薬局名:
- ④郵便番号:
- ⑤所在地:

03

電子処方箋の導入による 好事例を紹介します!

電子処方箋による効果を日々の業務で感じていただけています!(安心・安全な医療の観点)

○ 実際に電子処方箋を導入した施設からは、「過去の薬剤情報が検査の際に参考になる」、「お薬手帳には記載のなかった薬を服用していることが、電子処方箋の連携によってわかった」など安心・安全な医療の提供につながると実感した声が寄せられています。

- ✓ 過去の薬剤情報の閲覧により、患者の服 用している薬剤がわかり、検査がし やすくなりました。
- ✓ 実際に重複投薬等チェックを実施したところ、 他院で処方されていたヒルドイドの重複 処方が判明し、処方薬の変更につ ながりました。

- ✓ 電子処方箋を導入したことで、当薬局に 長く来てくださっていた患者さんで、 お薬手帳に記載のない薬が数年に わたって、処方されていることがわ かったんです。情報が得られることの重要性 を改めて感じた出来事でした。
- ✓ 電子処方箋により応需先医療機関と かなり密な連携が取れています。電子処 方箋に対応できるという点から患者様に当薬 局を選んでいただいたことがあります。





薬剤師

電子処方箋による効果を日々の業務で感じていただけています!(業務の観点)

○ 医療機関・薬局の業務面において、「電子処方箋の導入によりヒューマンエラーが少なくなった」、「作業のスリム化につながっている」という声をいただいています。

- ✓ 電子処方箋の場合は印鑑を押す必要 がありませんので、作業のスリム化に つながっていると思います。
- ✓ 患者さんの常用薬を容易に把握することができるようになるため、これまで口頭や実物で確認していた作業が不要になることで業務効率化につながると期待しています。

- ✓ 電子処方箋の導入により だ少なくなっています。病院の入力内容 と同じ入力になるため違う薬剤を調剤するとい うことがないです。
- ✓ 電子処方箋と同時に、マイナ保険 証の利用もますます進むと思います。 当薬局では、マイナンバーカードを利用する患 者さんも明らかに増えており、患者さん自身の 意識も変化してきていることを実感しています。





薬剤師

04

電子処方箋の導入に関する課題も 解消されつつあります

リモート導入では医療機関・薬局の皆さまに少しのご対応を頂くだけで導入が可能です!

- 電子処方箋の導入では、システム事業者による現地作業は必須ではなく、リモート対応により、ご使用 いただくパソコンの設定等を行うこともできます。現地作業やコストの低減につながる可能性がありますの で、リモートでの導入の進め方についてシステム事業者にご相談ください。
- 厚生労働省としても、システム事業者に対してリモートでの導入に対応するよう呼び掛けており、 実際にリモートで導入できたという事例も出てきています。

効率的に、かつ、 導入費用を抑えるため、 リモートでの導入をご検討ください

実際にリモートで導入した施設での事例

※システハ事業者によってリチート導入の方法は異なります

- 予定時刻になったら、システム事業者のサポートセン ターに電話する。
- サポートセンターの指示に従い、電子署名に使うIC カードリーダーの接続を行う。リモートで作業を行うた めの画面上のボタンをクリックするだけ。

システム事業者側の設定が完了するまで待機する。 (電話は切っても問題ない)

リモート導入の準備ができているシステム事業者(令和5年3月14日時点)

- アイテック阪急阪神株式会社
- 株式会社ウィルアンドデンタフェイス
- メディカルウイズ株式会社
- 富士フイルムヘルスケアシステムズ株式会社 株式会社メディケアネットジャパン
- 富士通Japan株式会社

- 日本調剤株式会社
- 株式会社両備システムズ
- 株式会社ビー・エム・エル

(3)

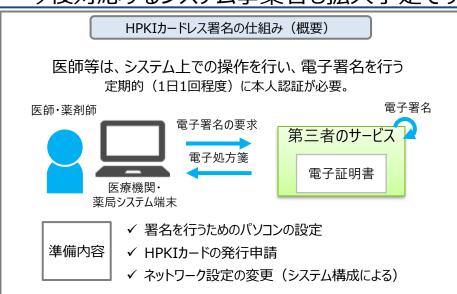
株式会社モリタ

- PHC株式会社
- ・ 株式会社ナイス
- 株式会社ワイズマン
- 株式会社モイネットシステム

約 1時間

HPKIカードレス署名を利用する施設も出てきました!

- HPKIカードレス署名についても、順次、対応するシステム事業者が増えてきています。(実際に2月の 電子処方箋推進協議会開催時点からも数事業者増加)
- 早速、3月中にカードレス署名の什組みが実装される予定の施設(日本海総合病院等)もあります。
- リモート署名同様、厚生労働省からもシステム事業者に対し、カードレス署名への対応を強く求めており、 今後対応するシステム事業者も拡大予定です。



ネットワークの設定変更等を伴うものの、ICカードリーダーの購入費を抑 えながら電子署名ができるようになる。また、電子処方箋発行時等に カードをかざす必要がなく、運用上もメリットあり →カードリーダ購入負担が軽減されるため、大規模施設(主に病院

等)に メリットあり

現時点でカードレス署名に対応可能なシステム事業者

メディカルウイズ株式会社

株式会社 益豊

(令和5年3月14日時点。)

直近、カードレス署名に対応予定のシステム事業者

システム事業者	対応可能時期
株式会社モイネットシステム	2023年3月22日
株式会社エーアイクリエイト	2023年3月31日
特定非営利活動法人健康·医療·福祉·千葉	2023年4月15日
株式会社イードクトル	2023年5月1日
NEC	2023年5月頃
日本調剤株式会社	2023年5月頃
メディカルウイズ株式会社	2023年6月
富士通Japan株式会社	2023年6月末
株式会社シーエスアイ	2023年6月以降
株式会社ナイス	2023年7月1日
株式会社 両備システムズ	2023年7月
PHC株式会社	2023年7月頃
株式会社コア・クリエイトシステム	2023年8月1日
株式会社マックスシステム	2023年8月1日

※上記は、令和5年3月14日までにシステム事業者に対する調査依頼に対して回答があった 事業者のうち、2023年8月中までに対応予定と回答した事業者。

電子処方箋を早期に導入いただける皆さまには、HPKIカードを優先して発行します

- 電子処方箋を早期に導入いただける医療機関・薬局の皆さまに対し、HPKI認証局から優先的にカード(※)を発行してもらえるよう、令和5年3月中を目途に専用のHPKI申請窓口を設置予定です (HPKIファストトラック窓口)。電子処方箋ポータルサイトより、ご利用いただけます。
 - ※カードレス署名希望の場合は、物理的なカードではなく、カードレス署名に必要な情報(電子証明書)等

電子処方箋を早期に導入する予定の医療機関・薬局の皆さまは、 「HPKIファストトラック窓口」(後日公開予定)から申請をお願いします。



電子処方箋ポータルサイトで今月中に申請受付開始予定。 (詳細は別途周知します。)

※申請には以下の内容が必要です。

資格者氏名、HPKI申請日、籍簿番号、HPKI申請ステータス、管理薬剤師への該当有無(薬剤師のみ)、所属拠点名、申請先認証局名、郵送関係情報、使用ベンダ(確認のために使用)

申請対象となる条件

- ✓ システムの改修が完了していること。
- ✓ HPKIカードが到着次第、運用体制上も遅滞なく電子処 方箋の運用を開始する予定であること。
- ✓ HPKI申請から1ヶ月以上経過している者であって、申請不備、費用支払等の連絡があった場合に遅滞なく対応していること。

留意事項

✓ 申請を受け、必要最低限の枚数(薬局:管理薬剤師 1枚、診療所:医師1枚、病院:上限3枚)を早期発行 します。

電子処方箋の運用に徐々に慣れるため、まずは紙の処方箋から始めることができます

- HPKIカードが手元にない場合であっても、紙の処方箋を前提とし運用を開始していただくことが可能です。
- 電子処方箋を前提とした業務への切替えに向けて、例えば、まずは紙の処方箋を発行し、重複投薬等 チェックや処方・調剤情報の閲覧等に慣れていただいた後に、電子処方箋の発行を開始することができます。

例

電子処方箋システムの導入

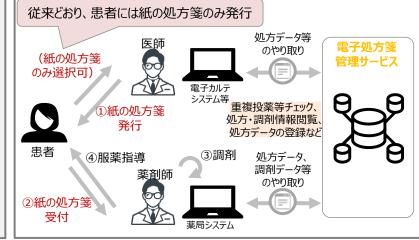
電子処方箋の運用開始日入力(電子処方箋対応施設として公表)

運用① 紙の処方箋のみを発行・受付をする

実施内容

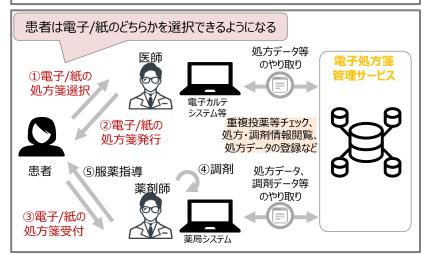
- 処方・調剤情報閲覧や重複投薬等チェックの各機能を使った運用、 引換番号を用いた処方データの取込を行う
- ・ 従来どおり、紙の処方箋のみ発行・受付する (患者に電子/紙の処方箋を選択させない・受付に対応しない)

運用イメージ ※違いは<u>赤字</u>



運用② 電子処方箋または紙の処方箋を発行・受付をする

- 処方・調剤情報閲覧や重複投薬等チェックの各機能を使った運用を行う
- 患者の希望に応じ、電子/紙の処方箋を発行する
- 電子処方箋の発行に伴い、処方内容(控え)を渡す等の業務を行う
- (薬局)患者が選択した処方箋の発行形態に応じて、電子/紙の処方箋を受け付け、調剤する



電子処方箋の導入に対応するベンダを公表しています!

- 従来より、システム事業者に電子処方箋の導入について連絡しても対応してくれないという声を多くいただいており、厚生労働省としてもシステム事業者に要請し、今後の導入計画の提出を依頼しています。
- 2月24日時点では、21社がシステム導入の対応が可能でしたが、3月14日時点では26社に拡大しています。(なお、回答があった事業者の情報を掲載しており、他の事業者も対応している可能性があります。)

現時点で電子処方箋システム導入に対応可能なシステム事業者

(令和5年3月14日時点)

対応可能なシステム事業者				
EMシステムズ	株式会社シーエスアイ			
NEC	株式会社ネグジット総研			
PHC株式会社	株式会社ビー・エム・エル			
キヤノンメディカルシステムズ株式会社	株式会社メディケアネットジャパン			
株式会社シグマソリューションズ	株式会社モリタ			
ソフトウェア・サービス	株式会社ワイズマン			
ソフトマックス株式会社	株式会社 益豊			
メディカルウイズ株式会社	株式会社SBS情報システム			
富士フイルムヘルスケアシステムズ株式会社	株式会社エーアイクリエイト			
富士通Japan株式会社	株式会社ユニケソフトウェアリサーチ			
日本アイ・ビー・エム	三菱電機ITソリューションズ			
日本調剤株式会社	株式会社ズー			
東邦薬品株式会社	クラフト本社株式会社			

05

電子処方箋の導入が医療DXの推進のため の第1歩となります!

電子処方箋の導入が医療DXの推進を後押しします!

- 個人の健康増進、医療現場等における業務効率化の促進、より効率的・効果的な医療等各種サービスの提供、感染症対策や安全保障や危機管理の観点からも、保健・医療・介護情報の利活用を積極的に推進していくことが不可欠となっています。
- この観点から、昨年10月には、岸田総理を本部長とする医療DX推進本部を設置し、保健・医療・介護情報の利活用等を含む医療DXの推進に関する工程表を策定します。医療機関・薬局・介護施設等、そこで働く医療・介護関係者、国民一人一人がメリットを感じるよう、取組を強力に推進します。
- オンライン資格確認を基盤とする電子処方箋の導入は、医療DX実現のための第1歩となります。

基本的な考え方

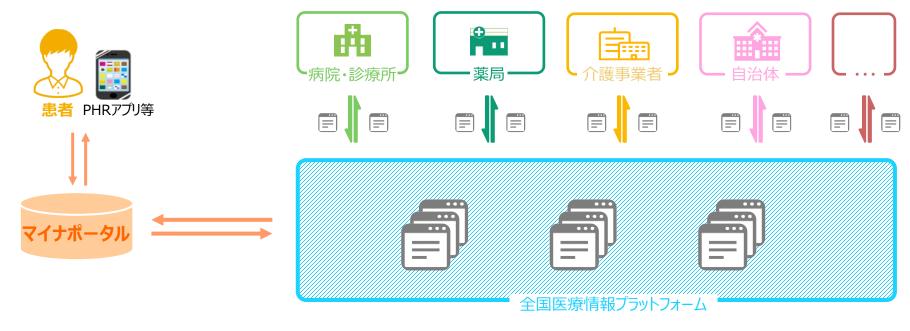
- ①国民のさらなる健康増進
- ②切れ目なくより質の高い医療等の効率的な提供
- ③医療機関等の業務効率化
- ④人材の有効活用
- ⑤医療情報の二次利用の環境整備

具体的な施策及び到達点

- (1) マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速
- (2)全国医療情報プラットフォームの構築
 - ①共有可能な医療情報の範囲の拡大、電子カルテ情報の標準化等
 - ②自治体、介護事業者とも、必要な情報を安全に共有できる仕組み の構築
- (3)診療報酬改定DX
- (4) 医療DXの実施主体

オンライン資格確認の仕組みを基盤として、様々な情報連携が進む予定です

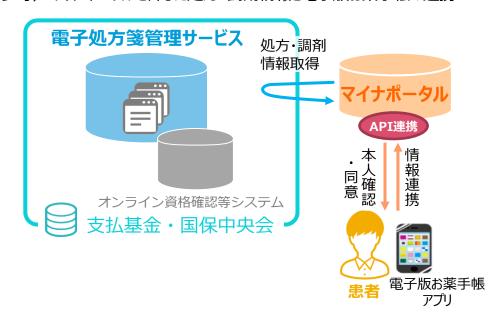
- 令和5年度より全国の概ね全ての医療機関及び薬局が、オンライン資格確認等システムのネットワークで繋がります。
- この仕組みを基盤として、電子処方箋でのリアルタイムでの処方・調剤情報について情報共有しています。マイナポータルを通じた情報閲覧の仕組みも進められており、今後、予防接種情報や自治体健診情報等の閲覧も可能となっています。
- 今後、介護事業者や自治体等に対象も拡大し、様々な情報連携が進んでいく予定です。



電子処方箋・マイナポータルと電子版お薬手帳等のアプリの連携も進められています

- 電子処方箋に対応した医療機関から発行された処方箋の情報(処方情報)や薬局で調剤された薬剤の情報(調剤情報)を患者自身がマイナポータルから閲覧することができます。
- また、対応しているアプリであれば、データをダウンロードして電子版お薬手帳で参照することも可能です。(注:対応とはマイナポータルとアプリとのAPI連携をいう。)
- 電子処方箋の情報以外も、マイナポータルとの連携でアプリで閲覧可能となります。アプリ事業者様におかれては、積極的にシステム開発をお願いします。この点は、現在パブリックコメントを踏まえて発出準備中の「電子版お薬手帳ガイドライン(案)」でもお示ししております。

(参考) マイナポータルを介した処方・調剤情報と電子版お薬手帳の連携



電子版お薬手帳留意事項(現行)

※パブコメ終了

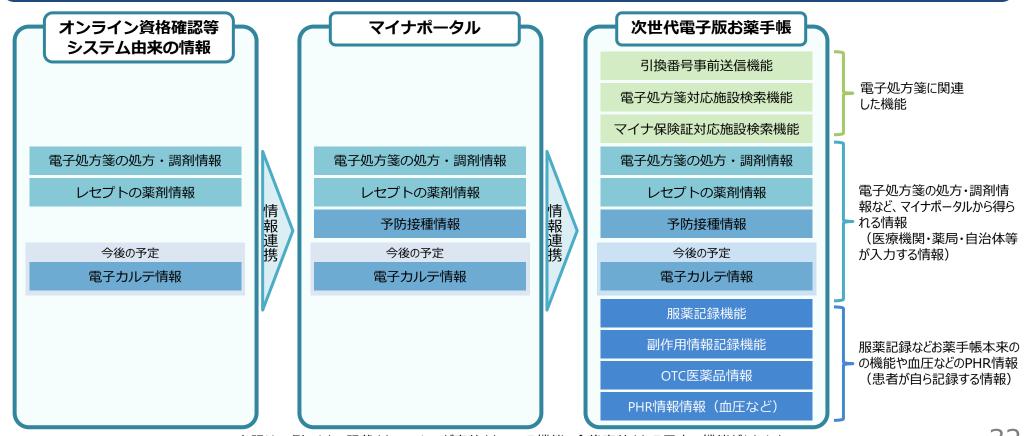
電子版お薬手帳ガイドライン(案)

<内容(抜粋)>

- マイナポータルとのAPI連携
- 要指導医薬品・一般用医薬品の情報利活用
- 電子処方箋との連携が可能な機能(引換番号事前送付等)
- 情報セキュリティ
- ※ データヘルス改革やPHRの推進など、電子版お薬手帳を取り巻く環境の変化を 踏まえ、電子版お薬手帳の運営事業者等において対応が必要と求められる事 項をまとめたもの。
- ※ 現行の留意事項をガイドラインとしてアップデートする。

電子処方箋・マイナポータルと電子版お薬手帳等のアプリの連携も進められています

- 電子版お薬手帳については、API連携によるマイナポータルからの情報連携だけでなく、様々な機能開発が進められています。マイナポータルの活用も便利ですが、電子版お薬手帳でよりいっそうの一元的な情報管理が可能となります。
- 引換番号の送信や、電子処方箋対応施設の検索機能などの電子処方箋との連携機能や、アプリ利用者が 自らの健康を適切に管理するための機能開発も進められています。厚生労働省から、アプリ事業者に対して、 早期の対応について働きかけを行っています。



<u>06</u> HPKIカードの申請はお早めに お願いします!

HPKIカードの取得費用の補助期限を延長しました

- 令和4年度補正予算(22億円)に基づき、電子署名に必要となるHPKIカードの取得に要する発行 費用補助については、多くの申請をいただいているところ、できるだけ多くの医療機関・薬局で電子処方 箋を運用開始していただくため、本年(2023年)4月以降も補助延長します。
- ただし、今年度内の申請分に比べて低い補助率となります。また、補助期限は本年6月30日までに認 証局において受理されたものとなりますので、お早めに各認証局に申請をお願いします。

補助内容

●令和4年10月28日(経済対策閣議決定※)~令和5年3月31日までに 認証局において受理されたもの (※「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」)

認証局	区分	補助適用前 発行費用 (税込み)	補助額 (税込み)	補助適用後 発行費用 (税込み)
日本医師会	-	5,500円	2,750円	2,750円
口士蕊刘研入	会員	19,800円	5,500円	14,300円
日本薬剤師会	非会員	26,400円	5,500円	20,900円
一般財団法人 医療情報システム開発 センター	-	26,950円	5,500円	21,450円

●令和5年4月1日~令和5年6月30日までに認証局において受理されたもの

認証局	区分	補助適用前 発行費用 (税込み)	補助額 (税込み)	補助適用後 発行費用 (税込み)
日本医師会	-	5,500円	1,375円	4,125円
日本薬剤師会	会員	19,800円	2,750円	17,050円
口少栄別砂云	非会員	26,400円	2,750円	23,650円
一般財団法人 医療情報システム開発 センター	-	26,950円	2,750円	24,200円

<申請先>

- ●医師向け
- ・日本医師会 電子認証センター https://www.jmaca.med.or.jp/application/
- ・一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS)
- http://www.medis.or.jp/8 hpki/index.html

- ●歯科医師向け
- ・一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS)
- http://www.medis.or.jp/8 hpki/index.html
- ●薬剤師向け
- 日本薬剤師会認証局

https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/index.html#S30

・一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS)

http://www.medis.or.jp/8 hpki/index.html

よくあるご質問

質問 患者さんにはどのように電子処方箋に対応する施設を知ってもらえばよいですか?

回答

- 電子処方箋に対応する医療機関・薬局については、週次で厚生労働省HPより対応施設の一覧を 公表しているほか、多数の民間検索サイトにおいても公開しています。
- 医療機関・薬局での周知物として、厚労省HPに掲載している配布資料でも患者向けに電子処方箋を 対応する施設の検索方法をご案内しておりますので、ぜひご活用ください。

厚生労働省HP



電子処方箋に対応している施設リストと 対応施設を検索できるサイトが確認できます!

厚労省HP電子処方箋ページ https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html

民間検索サイト



病院いつどこマップ



EPRAK くすりの窓口

電子処方箋の患者向け案内文書



厚労省HPに掲載している電子処方箋の周知・案内等素材は、窓口等で実際にご活用いただけます。

対応施設を検索するためのサイトに遷移する ORコードも掲載しています。

厚労省HP電子処方箋に関する周知・案内等素材ページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/buny a/denshishohousen sozai.html

質問 電子処方箋を選択した患者が処方内容(控え)を紛失した場合でも調剤できますか

回答

- 患者がマイナンバーカードで受付を行う場合、顔認証付きカードリーダーで調剤対象の処方箋を選択することで薬局で処方箋を受け付けることができるため、調剤可能です。
- 患者が健康保険証で受付を行う場合、薬局では引き換え番号と被保険者番号等(被保険者証記号・番号・枝番)が必要になります。患者が控えていない場合は、薬局または患者から受診した医療機関に問い合わせを行ってください。(処方内容(控え)の再印刷は不要です。)
- ※万が一、患者が控えていなかった場合は、患者から受診した医療機関に問い合わせていただきます。 (処方内容(控え)の再印刷は不要です。)
- ※患者がマイナンバーカードで受付を行う場合、顔認証付きカードリーダーで調剤対象の処方箋を選択することで薬局が処方箋を 受け付けることができるため、引換番号自体不要です。

マイナンバーカードで受付を行う場合は、 顔認証付きカードリーダーの画面で調剤対象の処方箋を 選択するだけでよく、患者は引換番号を控えておく必要 はありません!



質問 電子処方箋を導入しましたが、電子処方箋管理サービスに接続できません。

回答

- 以下の手順でご確認をお願いいたします。
- ① 運用開始日を入力する際は、利用申請が完了しているかどうかご確認ください。
- ② ご利用の資格確認端末の設定を確認してください。
- ③ 上記の①~②を試しても解決しない場合は担当のシステム事業者にご相談ください。

1 利用申請の確認

電子処方箋ポータルサイト上の電子処方箋利用申請フォームから利用申請を行ってください。

利用申請を行った後、運用開始日をご入力ください。

[電子処方箋利用申請フォーム]

https://shinsei.iryohokenjyoho-portalsite.jp/pc/enquete/online/

利用申請を行う前に運用開始日を入力するケースが増えていますので、ご注意ください!

2) 資格確認端末の設定を確認

- ✓ 配信アプリケーションおよび顔認証ライブラリ、連携アプリケーションが適切な バージョンになっているか(Ver2.0.0以降)
- √ 環境設定情報の電子処方箋利用区分、発行形態選択タイミングが適切 になっているか

※院内ネットワークで通信を制限している場合にはシステム事業者もしくは、院内のNW担当者へご相談ください。また、上記の確認方法の詳細については、「01_01_医療機関等向けセットアップ手順書_別紙トラブルシューティング_1.18版」をご確認ください。(https://www.iryohokenjyoho-

portalsite.jp/download/docs/setup shikaku trouble shooting.pdf)

上記の手順で解決しない場合は、担当システム事業者にご相談ください!

乗り遅れないよう、早速電子処方箋の導入をお願いします!



今後、ますます多くの地域の医療機関・薬局での電子処方箋の導入が 加速する予定です。

乗り遅れないよう、早速導入に向けた準備を始めてください。 ご清聴いただき、ありがとうございました。

アンケートにご協力ください



本日の説明会のご感想や電子処 方箋の導入状況のアンケートをお 願いしております。是非ご協力くださ い。

(回答期限:3月24日)

FAQページを公開しています



これまでの説明会でいただいたご質問など、よくあるご質問とその回答を 医療機関等向けポータルで公開しております。是非ご参考ください。



